

令和7年度全国高等学校総合体育大会

第75回全国高等学校アイスホッケー競技選手権大会

＜宿泊・昼食弁当要項＞

1 目的

この要項は、令和7年度全国高等学校総合体育大会第75回全国高等学校アイスホッケー競技選手権大会に参加する選手・監督・コーチの宿泊業務を円滑に処理することを目的とする。

2 基本方針

- (1) 宿泊は原則として、日光市内とする。
- (2) 宿泊の割り当ては配宿センターが行い、同一校選手及び監督・コーチは同一宿舎に配宿する。
- (3) 1人の宿泊に要する広さは、原則として2.0畳以上または1ベッドとする。
- (4) 環境及び食品衛生については特に配慮し、保健所等の指導を受けるものとする。
- (5) 宿泊申込に関しては、必ず大会運営委員会指定業者「株式会社日本旅行宇都宮支店」を通じての取り扱いとする。
なお開催県以外の出場選手、関係者は、基本宿泊をすることを原則とする。
- (6) 配宿センターで指定した宿舎の変更は原則として認めない。

3 取扱期間

令和8年1月20日（火）～1月26日（月）7日間

※大会期間は令和8年1月23日（金）～26日（月）4日間

※前泊扱いとなる1／20・21のご宿泊、後泊扱いとなる1／26のご宿泊については、予約の都合上、本宿泊とは異なる宿泊施設でのご案内となる場合がございます。あらかじめご了承ください。

4 宿泊について（募集型企画旅行契約）

- (1) 宿泊設定日 令和8年1月20日(火)～1月26日(月)の6泊
- (2) 旅行代金（＝宿泊代金）お一人様あたり／1泊2食（夕・朝食）付又は、1泊夕食付、1泊朝食付又は、1泊食事なし（消費税・サービス料諸税込み）いずれかの食事条件での旅行代金です。
施設によって旅行代金及び食事条件が異なります。
- (3) 宿泊施設、食事条件、旅行代金については、別ページ【宿泊施設一覧表】の通りとします。
- (4) 宿泊施設及び客室タイプを指定してのお申込みは出来ません。希望の料金タイプ（例：①、②、③、④）にてお申込みください。お申込みは第4希望まで入力してください。
- (5) 洋室はシングル（1名）、ツイン（2名）、トリプル（3名）の定員利用とします。
和室・和洋室は定員利用とします。ペンション利用の場合、洋室2～6名利用となる場合もございます。
- (6) 最少催行人員：1名様
- (7) 添乗員は同行いたしません。お客様ご自身でチェックイン等お手続きください。
- (8) チェックインは15:00以降、チェックアウトは10:00時までを原則とします。
左記以外の時間でご利用の場合は追加代金がかかる場合がございます。

(9) 配宿について【重要】

- ① 配宿は、実行委員会と協議の上行います。各料金タイプ及び宿泊施設の収容人員が満室に達した場合は、やむを得ず希望以外の料金タイプや食事条件に配宿となる場合がありますので予めご了承ください。
 - ② 宿泊施設への配宿は選手・監督・コーチ・引率責任者・バス乗務員になります。
 - ③ 配宿結果につきましては、1月9日（金）を目処にご登録いただいたメールアドレス宛にメールで通知いたします。または大会専用サイトにログインの上ご確認ください。
 - ④ アメニティ、備品に関しては各宿泊施設により異なります。最終案内でご確認ください。
 - ⑤ 禁煙・喫煙のお部屋指定はできかねます。（喫煙ルームが含まれる場合、消臭対応での用意となりますので予めご了承ください）
 - ⑥ 夕食は18:00～19:00が原則となります。ただし、第四、第五試合の場合には、試合時間を考慮して夕食時間の設定を配慮いたします。弁当対応となる場合があります。
 - ⑦ 朝食は7:00～9:00が原則となります。ただし、第一試合の場合には、試合時間を考慮して朝食時間の設定を配慮いたします（6:30～が最早）。弁当対応となる場合があります。
- (10) 駐車場のご利用条件（駐車代金等）につきましては、宿泊施設によって異なります。近隣コインパーキングまたは有料駐車場をご利用いただく場合もございます。詳しくは、宿泊施設決定後、各施設に直接お問合せください。
- (11) 来県及び大会会場までの計画輸送は行っておりません。各自にてご準備ください。
- (12) 競技結果（試合勝利）によりお申込み以上の宿泊が必要となった場合
試合後、大会会場ツアーデスクにてお申し出ください。日本旅行にて手配いたします。手配する宿泊施設は、前日までの宿泊施設とは異なる場合がございます。また、金額が前日までの宿泊施設の宿泊料金よりも高くなる場合がございます。あらかじめご了承ください。

5 昼食弁当について

- (1) 取扱期間は令和8年1月21日（水）～26日（月）とします。
- (2) 代金：1食972円 お茶付（消費税込） または1食1,188円 お茶付（消費税込）よりご選択いただけます。※弁当内容は申込み全員分を統一してお申込みください。
- (3) 会場周辺は、食事施設が限られますのでお弁当のお申込みをお奨めします（当日の申込受付や販売はございません）。
- (4) 配達場所・引き換えについて
会場で指定された弁当引換所にて11:00～13:00の間にお渡しいたします。
- (5) 空き箱の回収を行います。指定の場所に15:00までにお持ちください。
- (6) 弁当の受け取りは、申込単位にてお願いします。
- (7) 弁当受け取り後は30分以内に必ずお召し上がりください。温度の高い場所での保管はされないようお願いします。
- (8) 食中毒防止の為、受け取りに来られないお弁当につきましては14:00をもって廃棄させていただきます。

6 お申込みのご案内

- (1) 電子メールでの受付となります。下記メールアドレスへ所定の様式データを送付の上お申込みください。
【専用メール】 icehockey_interhigh75@nta.co.jp
お申込み受付：令和7年12月1日（月）11:00より開始
お申込み締切：令和7年12月24日（水）正午まで
※お電話、FAXでのお申込みは承っておりません。あらかじめご了承ください。
※メールでのお申込みが出来ない場合は、大会専用デスクまでご連絡ください。

※申込受付は電子メールにて行いますが、その後の配宿先の決定連絡、請求書のご案内、領収証発行のご案内は下記大会専用サイトにて発信いたします。

【大会専用サイト】

URL : <https://va.apollon.nta.co.jp/interhigh-icehockey/joho?MODE=top>

(2) 予約申込みの流れ

1. 新規申込み	電子メールでの受付となります。 「アイスホッケー競技申込ファイル」(事務局にお申込みするものと同じファイル)を送付の上、お申込みください。 【専用メール】 icehockey_interhigh75@nta.co.jp
----------	---



2. 団体情報登録	電子メールでお申込みいただいた団体情報を、日本旅行側で大会専用サイトに反映させます。大会専用サイトに反映後、ご登録いただいたメールアドレスに「団体情報登録(受付)メール」が自動配信されます。 ※大会専用サイトでお申込内容をご確認ください。
-----------	--



3. 参加者登録	電子メールでお申込みいただいた参加申込情報を、日本旅行側で大会専用サイトに反映させます。大会専用サイトに反映後、ご登録いただいたメールアドレスに「参加者登録(受付)メール」が自動配信されます。 ※大会専用サイトでお申込内容をご確認ください。
----------	---



【ご予約完了】配宿決定（ご旅行代金の確定）のご連絡までお待ちください。

4. 宿泊施設 決定のご連絡	1月9日（金）を目途に、ご登録いただいたメールアドレスにご宿泊施設決定連絡をいたします。決定した内容は専用サイトからもご確認いただけます。 請求書は、宿泊施設決定後、専用サイトより印刷が可能です。 (ページ左部「予約確認書／請求書」より)
-------------------	---



5. お支払い	『4.宿泊施設決定連絡』と合わせて、確定したご旅行代金のご案内をいたします。 予約内容をご確認いただき、期日までにお支払いをお願いいたします。 (お支払い期限：1月19日（月）15時まで) ※お支払い方法は、銀行振込となります。 ※請求書は専用サイトよりご確認いただけます。 (指定振込口座の情報の記載がされております。)
---------	--



6. 領収書発行	領収書の発行はお振込みの翌営業日以降に専用サイトより各自発行いただけます。 (ページ左部「領収書発行」より)
----------	---

※大会専用サイトの確認、お支払い、領収書の発行に関するより詳しいインターネット操作方法は、別途大会専用サイトに掲載のマニュアルをご覧ください。

7 バス輸送のご案内（オプション）

- (1) 会期中の輸送について手配を希望する場合は、宿泊申込書の指定欄に入力のうえ、バス輸送申込書に必要事項を入力しお申込みをお願いいたします。
- (2) バスの手配につきましては受注型企画旅行契約となります。条件書は別途お渡しいたします。

※昨今のバスドライバー不足の関係により、手配できない場合がございます。

※宿泊申込締め切り期日（12/24 正午）以降の新規受け付けはいたしません。

(3) 利用バス会社：関東自動車・栃木交通バス

(4) バスの車種（大型・中型・マイクロなど）は指定できません。

■バス代金（概算） ※下記代金は全て、消費税を含む大型貸切バス1台あたりの概算代金です。

区間	バス代金（概算）	
羽田空港～宿泊ホテル	片道1回利用	220,000円
JR宇都宮駅～宿泊ホテル	片道1回利用	88,000円
宿泊ホテル～試合（練習）会場	往復利用	110,000円
宿泊ホテル～細尾～霧降～宿泊ホテル*	往復利用	198,000円

※発着場所及び発着時間によりバス代金は変動します。

※有料道路代、駐車料金が必要な場合は別途ご負担いただきます。

※配車時間はご出発時刻の15分前となります。バスは回送の場合もございますので、荷物のバス内保管は出来かねます。

*1/25（日）3回戦、準決勝の日程で、3回戦が細尾ドームリンク開催のチームが対象。

8 変更・取消について

(1) 申込締切前（12月24日（水）正午まで）

インターネット上で操作が可能です。

(2) 組合せ決定後の変更は、1/7（水）17:00まで受け付けます。

(2) 申込締切後、インターネットからの操作は出来ませんので、『変更・取消書面』に記載の上弊社営業時間内に、メールにてご連絡ください。『変更・取消書面』は大会専用ホームページよりダウンロードしてご利用ください。

(3) 取消料

1 宿泊（募集型企画旅行契約）※当プランのみ適用となります。

旅行開始日（宿泊日）の前日から起算してさかのぼって

旅行契約の解除期日	取消料（お一人）
（ア）4日目にあたる日以前の解除	無料
（イ）3日目にあたる日以降の解除（（ウ）～（オ）を除く）	旅行代金の20%
（ウ）旅行開始日前日の解除	旅行代金の40%
（エ）旅行開始日当日の解除（（オ）を除く）	旅行代金の50%
（オ）旅行開始後の解除または無連絡不参加	旅行代金の100%

※宿泊日前日・当日の特例 *競技結果（試合敗退）により取消しをする場合

宿泊予定前の取消し：取消料が40%かかります。

※第四・第五試合の学校のみ21:00まで受付を可とします。

宿泊予定当日の取消し：正午までの取消しの場合、取消料が50%かかります。

当日12:01以降の取消しの場合は、当日宿泊料金の100%がかかります。

翌日以降の予約がある場合は、翌日分も40%の取消料がかかります。
翌々日以降の予約分がある場合、取消料は無し。

※試合結果による当日取消の可能性がある場合は、必ず朝チェックアウトをしてください。

※取消基準日は、上記特例の場合を除き、弊社営業日・営業時間内のお申出（メール着信時）とさせていただきます。間違いを防ぐため、お電話での変更・取消はお受けいたしかねます。

※日本旅行宇都宮支店 営業時間 平日9:30～17:30（土日祝・年末年始12/27～1/4は休み）

※大会期間中（1月23日～26日）に関しましては、大会会場ツアーデスクまでご連絡ください。

2 弁当（※旅行契約には該当しません）

契約解除日	取消料
ご利用日前日 13時00分までに取消の場合	無料
ご利用日前日 13時01分以降の取消	昼食弁当代の100%

※取消基準日は、弊社営業日・営業時間内のお申出（メール着信時）とさせていただきます。

間違いを防ぐため、お電話での変更・取消はお受けいたしかねます。

※日本旅行宇都宮支店 営業時間 平日 9:30~17:30 (土日祝・年末年始 12/27~1/4 は休み)

※大会期間中（1月23日～26日）に関しましては、大会会場ツアーデスクまでご連絡ください。

9 お支払いについて

(1) 宿泊施設確定後、期日までに下記の方法でお支払いください。

1 お支払い期日：令和8年1月19日（月）15時まで

2 お支払い方法：銀行振込 ※振込手数料はお客様負担となります。

(2) 宿泊施設決定通知以降、大会専用サイトでログイン後、トップページ左部の「予約確認書／請求書」よりお申込み内容、ご請求内容及び振込口座をご確認いただき、上記期日までに弊社指定の口座へお振込みください。なお、第75回全国高等学校アイスホッケー競技選手権大会デスクからの請求書等の郵送はございません。

10 レンタカー・タクシーのご案内

弊社では取扱をいたしません。直接お申込みをお願いします。

11 その他

(1) 宿舎には「第75回全国高等学校アイスホッケー競技選手権大会宿舎」及び「大会ポスター」を掲示します。

(2) 非常口は宿泊する者が宿舎の説明を受け各自確認しておいてください。

(3) 貴重品の管理は、各自各校で責任を持ち、必要があればフロントへ預けてください。

(4) 希望区分の宿舎が満室の場合は他の料金タイプ・食事条件の宿舎に配宿する場合があります。

(5) 旅行条件・宿泊料金は令和7年12月1日を基準としています。

12 お問合せ・お申込み先

*お問合せ・お申込み先

第75回全国高等学校アイスホッケー競技選手権大会デスク

（株式会社日本旅行宇都宮支店内）

TEL 028-346-4175 / FAX 028-346-4174

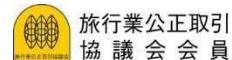
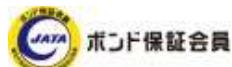
Email icehockey_interhigh75@nta.co.jp

営業時間： 平日 9:30~17:30 (土日祝・年末年始 12/27~1/4 は休み)

担当：小野瀬、関根、安部井、野澤、柴田、吉田

総合旅行業務取扱管理者：仲田 竜二

※総合旅行業務取扱管理者とは、お客様の旅行を取扱う支店での取引の責任者です。この旅行契約に関し、担当者からの説明にご不明な点があれば、ご遠慮なく上記の総合旅行業務取扱管理者にお尋ねください。



*旅行企画・実施

株式会社日本旅行 栃木営業統括部 宇都宮支店

観光庁長官登録旅行業第2号／一般社団法人日本旅行業協会正会員

栃木県宇都宮市大通り2-1-5 明治安田生命宇都宮大通りビル2階

【東日本25-088】

【アイスホッケー】宿泊施設一覧表 宿泊地（日光市内）1/20(火)in～1/26(月)out

11/25現在

	料金 タイプ	施設名	宿舎タイプ	部屋タイプ	バス・トイレ B=バス T=トイレ	定員(人)	アクセス（車の場合） 大会会場まで
1	①	上州屋旅館	旅館	和室6畳	B／T無し	2	霧降：車 5分 細尾：車 15分
				和室8畳	B／T無し	3	
				和洋室ベッド2	B／T無し	3	
2	①	リトルベアーズ	ペンション	和室14畳	B／T無し	6～7	霧降：車 15分 細尾：車 2分
				洋室	B／T無し	6～7	
				洋室	B無し／T付	2	
3	①	コンセーレ	旅館	洋室シングル	B／T付	1	※宇都宮市内 ※有料道路利用 霧降：車 50分 細尾：車 50分
				洋室ツイン	B／T付	2	
				和室	B無し／T付	6	
4	②	登喜和旅館	旅館	和室	B無し／T付	4	霧降：車 12分 細尾：車 5分
				和洋室	B無し／T付	4	
				和洋室	B無し／T付	2	
5	②	梅屋敷旅館	旅館	和室	B無し／T付	6～7	霧降：車 2分 細尾：車 15分
				洋室ツイン	B／T付	2	
				洋室ダブル	B／T付	1	
6	②	タートル・イン日光	旅館	洋室ツイン	B／T無し	2	霧降：車 5分 細尾：車 10分
				和室トリプル	B／T無し	3	
				和室ツイン	B／T無し	2	
7	②	ふれすと・いん小倉山	ペンション	和室シングル	B／T無し	1	霧降：車 1分 細尾：車 15分
				和室10畳	B／T無し	5	
				和室8畳	B／T無し	4	
8	②	ボンドテイ儿	ペンション	和室6畳	B／T無し	2	霧降：車 5分 細尾：車 20分
				洋室10畳	B／T無し	3	
				洋室8畳	B／T無し	2	
9	②	ペンションレスカル	ペンション	洋室	B／T付 B／T無し	2	霧降：車 2分 細尾：車 15分
				洋室	B／T無し	3	
				洋室	B／T無し	4	
10	②	ペンション モンゴメリーブラウンin日光	ペンション	洋室	B／T付	4	霧降：車 3分 細尾：車 20分
				洋室	B／T無し	4	
				洋室	B／T付	6	
11	②	ガストホフ あみ	ペンション	洋室ツイン	B／T無し	2	霧降：車 7分 細尾：車 8分
				和洋室	B／T無し	6	
				本館ツイン	B／T付	2	
12	③	ホテル春茂登	旅館	本館 和洋室	B／T付	5	霧降：車 5分 細尾：車 12分
				別館コテージ	B／T付	2	
				和室10畳	B無し／T付	5	
				和室8畳	B無し／T付	3	
				和室6畳	B無し／T付	2	
				和洋室ベッド2	B無し／T付	5	
				シングル	B／T付	1	

	料金 ランク	施設名	宿舎タイプ	部屋タイプ	バス・トイレ B=バス T=トイレ	定員(人)	アクセス (車の場合) 大会会場まで
13	③	日光ぐりーんほてる 懐かし家 風和里	旅館	和室10畳	B／T付	5	霧降 : 車 6分 細尾 : 車 10分
14				洋室ツイン	B／T付	2	
15				洋室シングル	B／T付	1	
16		日光東観荘	旅館	和室10畳	B無し／T付	5	霧降 : 車 5分 細尾 : 車 15分
17				和室8畳	B無し／T付	3	
18				和室6畳	B無し／T付	2	
19	④	日光季の遊	旅館	和室10畳	B無し／T付	5	霧降 : 車 5分 細尾 : 車 12分
20				和室10畳	B／T付	3	
				和室8畳	B／T付	2	
				和室10+3畳	B無し／T付	3	
				和室8+3畳	B無し／T付	4	
				洋室ツイン	B／T付	2	
		アネックスタートルほとり庵	旅館	和洋ツイン	B／T付	2	霧降 : 車 7分 細尾 : 車 12分
				和室トリプル	B／T付	3	
				和室ツイン	B／T付	2	
				和室シングル	B／T付	1	
		ホテル ナチュラルガーデン日光	ホテル	洋室トリプル	シャワーブース T付	3	霧降 : 車 7分 細尾 : 車 10分
				洋室ツイン	シャワーブース T付	2	
				洋室ダブル	シャワーブース T付	1	
		ブティホテル セボン	ペンション	洋室ツイン	シャワーブース T付	2	霧降 : 車 7分 細尾 : 車 8分
				洋室トリプル	シャワーブース T付	3	
		ホテル清晃苑	旅館	和洋室	B／T付	6	霧降 : 車 5分 細尾 : 車 15分
				和室12畳	B／T付	5	
				和室10畳	B／T付	4	
				和室8畳	B／T付	2	
				洋室ツイン	B／T付	2	
				洋室シングル	B／T付	1	
		日光ステーション ホテルクラシック	ホテル	洋室ツイン	B／T付	2	霧降 : 車 6分 細尾 : 車 10分
				洋室ダブル	B／T付	1	
				洋室トリプル	B／T付	3	

●選手・監督・コーチ宿泊費＝旅行代金 おひとり 1泊あたり

料金 タイプ	1泊食事なし	1泊朝食付 (当日夕食無し・翌朝朝食付)	1泊夕食付 (当日夕食付・翌朝朝食無し)	1泊2食付 (当日夕食付・翌朝朝食付)
①	8,800円	9,900円	11,000円	12,100円
②	10,340円	11,660円	12,980円	14,300円
③	11,110円	12,540円	13,970円	15,400円
④	11,550円	13,200円	14,850円	16,500円

○受付対象：競技関係者（選手・監督等）

【行程】

初 日：ご自宅～（移動はお客様負担）～宿泊地（泊）

中 日：宿泊地～（移動はお客様負担）～大会会場～（移動はお客様負担）～宿泊地（泊）

最終日：宿泊地～（移動はお客様負担）～ご自宅

令和7年度全国高等学校総合体育大会

第75回全国高等学校スケート競技・アイスホッケー競技選手権大会

< 役員・観察員 宿泊・昼食弁当要項 >

1 目的

この要項は、令和7年度全国高等学校総合体育大会第75回全国高等学校スケート競技・アイスホッケー競技選手権大会に参加する役員・観察員の宿泊業務を円滑に処理することを目的とする。

2 基本方針

- (1) 宿泊は原則として、宇都宮市内・日光市内とする。
- (2) 宿泊の割り当ては配宿センターが行う。
- (3) 1人の宿泊に要する広さは、原則として2.0畳以上または1ベッドとする。
- (4) 環境及び食品衛生については特に配慮し、保健所等の指導を受けるものとする。
- (5) 宿泊申込に関しては、必ず大会運営委員会指定業者「株式会社日本旅行宇都宮支店」を通じての取り扱いとする。
- (6) 配宿センターで指定した宿舎の変更は原則として認めない。

3 取扱期間

令和8年1月20日（火）～1月26日（月）7日間

※大会期間は令和8年1月23日（金）～26日（月）4日間

4 宿泊について（募集型企画旅行契約）

- (1) 宿泊設定日 令和8年1月20日（火）～1月26日（月）の6泊
- (2) 旅行代金（＝宿泊代金）お一人様あたり／1泊食事なし+ジェフグルメカード（夕朝食分として3,000円分）又は、1泊食事なし+ジェフグルメカード（夕食分として2,000円分）、1泊食事なし+ジェフグルメカード（朝食分として1,000円分）、1泊2食（夕・朝食）付又は、1泊夕食付、1泊朝食付又は、1泊食事なし（消費税・サービス料諸税込み）いずれかの食事条件での旅行代金です。施設によって旅行代金及び食事条件が異なります。
- (3) 宿泊施設、食事条件、旅行代金については、別ページ【宿泊施設一覧表】の通りとします。
- (4) 宿泊施設及び客室タイプを指定してのお申込みは出来ません。希望の料金タイプにてお申込みください。
- (5) 客室は、洋室シングル（1名）、ツイン（2名）の定員利用、または和室の定員利用とします。日光地区の旅館で2～3名定員客室を1名利用でご希望の場合、1名利用追加代金を申し受けます。
- (6) 最少催行人員：1名様
- (7) 添乗員は同行いたしません。お客様ご自身でチェックイン等お手続きください。
- (8) チェックインは15:00以降、チェックアウトは10:00時までを原則とします。左記以外の時間でご利用の場合は追加代金がかかる場合がございます。

(9) 配宿について【重要】

- ① 配宿は、実行委員会と協議の上行います。各料金タイプ及び宿泊施設の収容人員が満室に達した場合は、やむを得ず希望以外の各料金タイプや食事条件に配宿となる場合がありますのであらかじめご了承ください。
- ② 配宿結果につきましては、1月9日（金）を目処にご登録いただいたメールアドレス宛にメールで通知いたします。
- ③ アメニティ、備品に関しては各宿泊施設により異なります。最終案内でご確認ください。
- ④ 禁煙・喫煙のお部屋指定はできかねます。（喫煙ルームになる場合、消臭対応での用意となりますのであらかじめご了承ください）
- ⑤ 宇都宮地区のホテルについて

夕食・朝食は「ジェフグルメカード（食事券）」対応を基本設定としております。
ジェフグルメカードは夕食・朝食相当分として、夕食2,000円、朝食1,000円をご希望に合わせてご用意します。
＊ジェフグルメカードはお食事券として発行元の契約店舗でご使用可能です。
利用施設につきましては、別途ご案内いたします。
食事券は事前発送または、大会会場ツアーデスクにてお渡しいたします。
＊ジェフグルメカード対応を希望しない選択肢をご選択いただくことも可能です。
＊ホテルでの夕食利用の設定はございません。
＊ホテルでの朝食利用はオプション扱いとして設定します。
＊ホテル朝食（オプション扱い）は主に6:30～開始になりますが、一部ホテルにおいて6:00～開始になります。
- ⑥ 日光地区の旅館について

夕食は18:00～19:00が原則となります。
朝食は7:00～9:00が原則となります。
- ⑦ 駐車場のご利用条件（駐車代金等）につきましては、宿泊施設によって異なります。近隣コインパーキングまたは有料駐車場をご利用いただく場合もございます。詳しくは、宿泊施設決定後、各施設に直接お問合せください。

(10) 来県及び大会会場までの計画輸送は行っておりません。各自にてご準備ください。

5 昼食弁当について

- (1) 取扱期間は令和8年1月20日（火）～26日（月）とします。
- (2) 代金：1食1,080円 お茶付（消費税込）
- (3) 会場周辺は、食事施設が限られますのでお弁当のお申込みをお奨めします（当日の申込受付や販売はございません）。
- (4) 配達場所・引き換えについて

会場で指定された弁当引換所にて11:00～13:00の間にお渡しいたします。
- (5) 空き箱の回収を行います。指定の場所に15:00までにお持ちください。
- (6) 弁当の受け取りは、申込単位にてお願いします。
- (7) 弁当受け取り後は30分以内に必ずお召し上がりください。温度の高い場所での保管はされないようお願いします。
- (8) 食中毒防止の為、受け取りに来られないお弁当につきましては14:00をもって廃棄させていただきます。

6 お申込みのご案内

(1) 電子メールでの受付となります。下記メールアドレスへ別紙、役員・視察員 宿泊・弁当申込書を添付の上お申込みください。

【専用メール】 honbu_interhigh75@nta.co.jp

お申込み受付：令和7年12月1日（月）11:00より開始

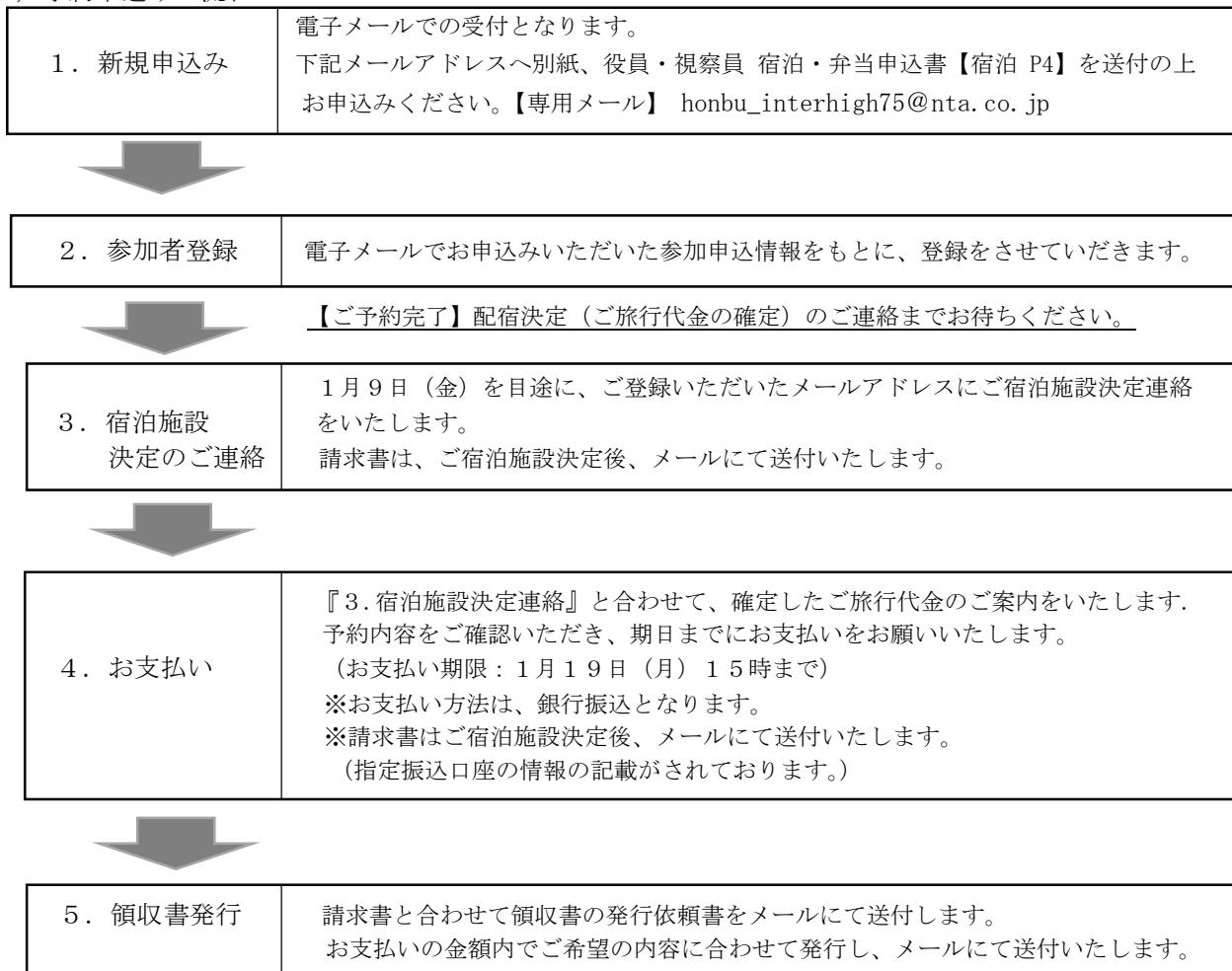
お申込み締切：令和7年12月24日（水）正午まで

※お電話、FAXでのお申込みは承っておりません。あらかじめご了承ください。

※メールでのお申込みが出来ない場合は、大会専用デスクまでご連絡ください。

※申込受付から配宿先の決定連絡、請求書のご案内、領収証発行はすべて電子メールにて行います。

(2) 予約申込みの流れ



※役員・視察員の方々用の大会専用サイトはございません。

7 変更・取消について

(1) メールにてご連絡ください。【専用メール】 honbu_interhigh75@nta.co.jp

(2) 取消料

1 宿泊（募集型企画旅行契約）※当プランのみ適用となります。

旅行開始日（宿泊日）の前日から起算してさかのぼって

旅行契約の解除期日	取消料（お一人）
(ア) 4日目にあたる日以前の解除	無料
(イ) 3日目にあたる日以降の解除 ((ウ)～(オ)を除く)	旅行代金の20%
(ウ) 旅行開始日前日の解除	旅行代金の40%
(エ) 旅行開始日当日の解除 ((オ)を除く)	旅行代金の50%
(オ) 旅行開始後の解除または無連絡不参加	旅行代金の100%

※連泊でのお申込みは募集型企画旅行の1契約となります。取消日の基準は初泊から起算して総額に対して取消料が発生いたします。2泊目以降にお取消のお申し出をいただいた場合、旅行開始後となりますのでご返金はございません。

※取消基準日は、弊社営業日・営業時間内のお申出（メール着信時）とさせていただきます。
間違いを防ぐため、お電話での変更・取消はお受けいたしかねます。

※日本旅行宇都宮支店 営業時間 平日 9:30~17:30（土日祝・年末年始 12/27~1/4 は休み）

※大会期間中（1月23日～26日）に関しましては、大会会場ツアーデスクまでご連絡ください。

2 弁当（※旅行契約には該当しません）

契約解除日	取消料
ご利用日前日 13時00分までに取消の場合	無料
ご利用日前日 13時01分以降の取消	昼食弁当代の100%

※取消基準日は、弊社営業日・営業時間内のお申出（メール着信時）とさせていただきます。
間違いを防ぐため、お電話での変更・取消はお受けいたしかねます。

※日本旅行宇都宮支店 営業時間 平日 9:30~17:30（土日祝・年末年始 12/27~1/4 は休み）

※大会期間中（1月23日～26日）に関しましては、大会会場ツアーデスクまでご連絡ください。

8 お支払いについて

- (1) 宿泊施設確定後、期日までに下記の方法でお支払いください。
 - 1 お支払い期日：令和8年1月19日（月）15時まで
 - 2 お支払い方法：銀行振込 ※振込手数料はお客様負担となります。
- (2) ご宿泊施設決定後、メールにて送付いたします請求書をご確認いただき、上記期日までに弊社指定の口座へお振込みください。なお、第75回全国高等学校スケート競技・アイスホッケー競技選手権大会からの請求書等の郵送はございません。

9 レンタカー・タクシーのご案内

弊社では取扱をいたしません。直接お申込みをお願いします。

10 その他

- (1) 宿舎には「大会ポスター」を掲示する。
- (2) 非常口は宿泊する者が宿舎の説明を受け各自確認しておいてください。
- (3) 貴重品の管理は、各自で責任を持ち、必要があればフロントへ預けてください。
- (4) 希望区分の宿舎が満室の場合は他の区分宿舎に配宿する場合があります。
- (5) 旅行条件・宿泊料金は令和7年1月1日を基準としています。

11 お問合せ・お申込み先

*お問合せ・お申込み先

第75回全国高等学校スケート競技・アイスホッケー競技選手権大会デスク

(株式会社日本旅行宇都宮支店内)

TEL 028-346-4175 / FAX 028-346-4174

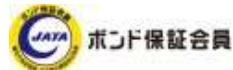
Email honbu_interhigh75@nta.co.jp

営業時間： 平日 9:30～17:30 (土日祝・年末年始 12/27～1/4 は休み)

担当： 小野瀬、関根、安部井、野澤、柴田、吉田

総合旅行業務取扱管理者： 仲田 竜二

※総合旅行業務取扱管理者とは、お客様の旅行を取扱う支店での取引の責任者です。この旅行契約に関し、担当者からの説明にご不明な点があれば、ご遠慮なく上記の総合旅行業務取扱管理者にお尋ねください。

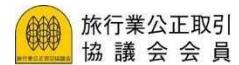


*旅行企画・実施

株式会社日本旅行 栃木営業統括部 宇都宮支店

観光庁長官登録旅行業第2号／一般社団法人日本旅行業協会正会員

栃木県宇都宮市大通り2-1-5 明治安田生命宇都宮大通りビル2階



東日本 25-087

宿泊施設一覧表

1/20(火) in～1/26(月) out

11/19現在

<宇都宮地区>

料金 タイプ	施設名	部屋タイプ B=バス T=トイレ	定員 (人)	<オプション> ホテル朝食 (Bとの差額)	最寄り駅からのアクセス	アクセス (車の場合) 大会会場 (宇都宮) まで
1 ①	東横INN宇都宮駅前 1	洋室シングル B/T付	1	▲1,000円 (無料朝食) 6:30～	JR宇都宮駅西口から徒歩3分	車 約20分
2 ②	ホテルニューイタヤ	洋室シングル B/T付	1	+1,000円 6:30～	JR宇都宮駅西口から 徒歩約5分	車 約20分
3 ③	ダイワロイネットホテル宇都宮	洋室シングル B/T付	1	+1,000円 6:00～	JR宇都宮駅東口から 徒歩約5分	車 約20分
4 ④	JR東日本ホテルメッツ宇都宮	洋室シングル B/T付	1	+1,000円 6:30～	JR宇都宮駅西口から 徒歩約3分	車 約20分
5 ⑤	カンデオホテルズ宇都宮	洋室シングル B/T付	1	+1,500円 6:30～	JR宇都宮駅東口から 徒歩約5分	車 約20分

食事タイプ	A	B	C	D
料金 タイプ	1泊食事なし ※ジェフグルメカード無し	1泊食事なし +朝食分ジェフグルメカード1,000円 (夕食無し・翌朝朝食分ジェフグルメカード)	1泊食事なし +夕食分ジェフグルメカード2,000円 (夕食分・翌朝朝食無し)	1泊食事なし +夕朝食分ジェフグルメカード3,000円 (夕食分・翌朝朝食分ジェフグルメカード)
①	9,100円	10,100円	11,100円	12,100円
②	11,300円	12,300円	13,300円	14,300円
③	13,500円	14,500円	15,500円	16,500円
④	15,700円	16,700円	17,700円	18,700円
⑤	16,800円	17,800円	18,800円	19,800円

<日光地区>

料金 タイプ	施設名	部屋タイプ B=バス T=トイレ	定員 (人)	1名利用 追加代金	最寄り駅からのアクセス	アクセス (車の場合) 大会会場 (日光) まで
⑥	日光東觀荘	和室10畳 B無し/T付	3	+8,800円	JR日光駅から 車約10分	霧降 : 車 5分 細尾 : 車 15分
		和室8畳 B無し/T付	2			
		和室6畳 B無し/T付	2			
	日光季の遊	和室10畳 B無し/T付	3	+8,800円	JR日光駅から 車約5分	霧降 : 車 5分 細尾 : 車 12分
		和室10畳 B/T付・B無し/T付	3			
		和室8畳 B/T付・B無し/T付	2			

料金 タイプ	1泊食事なし	1泊朝食付 (当日夕食無し・翌朝朝食付)	1泊夕食付 (当日夕食付・翌朝朝食無し)	1泊2食付 (当日夕食付・翌朝朝食付)
⑥	13,860円	15,840円	17,820円	19,800円

○受付対象：役員、視察員

【行程】

初 日：ご自宅～（移動はお客様負担）～宿泊地（泊）

中 日：宿泊地～（移動はお客様負担）～大会会場～（移動はお客様負担）～宿泊地（泊）

最終日：宿泊地～（移動はお客様負担）～ご自宅

国内募集型企画旅行条件書(大会用)

☆お申し込みの際は、必ずこの旅行条件をお読みください。

☆この書面は旅行業法第12条の4に定めるところの取引条件の説明書面及び同法第12条の5に定めるところの契約書面の一部となります。

観光庁長官登録旅行業者第2号

一般社団法人 日本旅行業協会 正会員



1. 募集型企画旅行契約

- (1)この旅行は(株)日本旅行(以下「当社」といいます。)が企画・募集し実施する旅行であり、この旅行に参加されるお客様は当社と募集型企画旅行契約(以下「旅行契約」といいます。)を締結することになります。
- (2)旅行契約の内容・条件は、募集広告、パンフレット、本旅行条件書、本旅行出発前にお渡しする確定書面(最終旅行日程表)及び当社旅行業約款募集型企画旅行契約の部によります。
- (3)当社は、お客様が当社の定める旅行日程に従って運送・宿泊機関等の提供する運送・宿泊その他旅行に関するサービス(以下「旅行サービス」といいます。)の提供を受けることができるよう、手配し、旅程を管理することを引き受けます。

2. 旅行のお申し込みと旅行契約の成立

- (1)①当社、②旅行業法で規定された「愛託営業所」(以下①②を併せて「当社ら」といいます。)にて当社所定の旅行申込書(以下「旅行申込書」といいます。)に所定の事項を記入の上、下記のお申込み又は旅行代金の額を添えてお申込みいただきます。申込金は「旅行代金」「取消料」「違約料」のそれぞれ一部又は全部として取扱います。また本項③に定めた旅行契約成立前に、お客様がお申し込みを撤回されたときは、お預かりしている申込金を全額戻します。

旅行代金の額	申込金(おひとり)
20,000円未満	5,000円以上
20,000円以上50,000円未満	10,000円以上
50,000円以上100,000円未満	20,000円以上
100,000円以上	旅行代金の20%以上

ただし、特定期間・特定コースにつきましては、別途パンフレットに定めるところによります。またローンご利用の場合は異なります。※上表内の「旅行代金」とは第7項③の「お支払い対象旅行代金」をいいます。

(2)当社は、電話・郵便・ファクシミリ・インターネットその他の通信手段による旅行契約の申し込みを受け付けます。この場合、予約の時点では契約は成立しておらず、当社からが予約の承諾の旨を通知した日の翌日から起算して3日以内に、当社から申込書の提出と申込金の支払いを行っていただきます。この期間内に申込金の支払いがなされないときは、当社は、お申し込みはなかったものとして取り扱います。

(3)旅行契約は、当社らが契約の締結を承諾し、本項①の申込金を受領したときに成立るものとします。ただし、通信契約による旅行契約の成立は、第21項の定めによります。

(4)旅行参加に際し特別な配慮を必要とする場合には旅行のお申し込み時にお申し出ください。当社は可能な範囲でこれに応じます。

(5)本項④の申し出に基づき、当社がお客様のために講じた特別な措置に要する費用は、お客様の負担とします。

6. 旅行代金のお支払い期日

(1)旅行代金は旅行開始日の前日から起算して、さかのぼって14日前に当たる日(以下「基準日」といいます。)より前にお支払いいただきます。

(2)基準日以降にお申し込みされた場合は、申込時点又は旅行開始前の当社らが指定する期日までにお支払いいただきます。

7. 旅行代金の適用

(1)参加されるお客様のうち、特に注釈のない場合、満12歳以上の方はおとな代金、満6歳以上(航空機利用コースは満3歳以上)12歳未満の方はこども代金となります。

(2)旅行代金はパンフレットに表示しています。出発日とご利用人数でご確認ください。

(3)「お支払い対象旅行代金」は、募集広告又はパンフレットに「旅行代金として表示した金額」プラス「追加代金として表示した金額」マイナス「割引代金として表示した金額」をいいます。この合計金額は、第2項①の「申込金」、第13項①の「取消料」、第14項①の②の「違約料」、および第20項の「変更補償金」の額を算出する際の基準となります。

(4)旅行代金に含まれるもの

(1)旅行日程に明示した運送機関の運賃・料金(コースにより等級が異なります。別途明示する場合を除き普通席となります。)、宿泊費、食事料金、観光料金(入場・拝観・ガイド等)及び消費税等諸税・サービス料、空港施設使用料等。

(2)添乗員が同行するコースでは、この他に添乗員経費、団体行動に必要な心付けを含みます。

(3)パンフレットに「旅行代金に含まれるもの」として明示したその他の費用。

上記①~③についてはお客様のご都合により、一部利用されなくとも払戻しはいたしません。

イ. 当社は、特約を結んだ場合を除き、契約責任者はその団体・グループを構成する旅行者(以下「構成員」といいます。)の募集型企画旅行契約の締結に関する一切の代理権を有しているものとみなし、当該団体・グループに係る旅行業務に関する取引は、当該契約責任者との間に行います。

ウ. 契約責任者は、当社が定める日までに、構成者の名簿を当社に提出しなければなりません。

エ. 当社は、契約責任者が構成員に対して現に負い、又は将来負うことが予測される債務又は義務については、何らの責任を負うものではありません。

オ. 当社は、契約責任者が団体・グループに同行しない場合、旅行開始後においては、あらかじめ契約責任者が選任した構成者を契約責任者とみなします。

3. ウエイティングの取扱い

(1)お申込みの段階で、満席、満室その他の理由で旅行契約の締結が直ちにできない場合は、当社は、お客様の承諾を得て、お客様が「取消待ち」状態でお待ちいただける期限を確認した上で、お客様を「ウェイティングのお客様」として登録し、お客様の申し込みを受けられるよう努力するなどあります。これを「ウェイティング登録」といいます。この場合でも当社は申込金相当額を申し受けます。この時点では旅行契約は成立していません。なお、「当社がお申し込みを承諾できる旨を通知する前のお客様よりウェイティング登録の解除のお申出があった場合」又は「お待ちいただける期限までに結果としてお申込みを承認できなかった場合」は、当社は当該申込金相当額を払戻しいたします。

(2)本項①の場合における、ウェイティング登録にかかるコースの予約成立は、当社がお客様の申し込みを承諾できる旨の通知を行い、当該通知がお客様に到達したときに成立するものとします。

(3)お預かりした「申込金相当額」は予約成立となった時点で「申込金」として取扱います。

4. 申込条件

(1)18歳未満の方は、親権者の同意書が必要です。また、旅行開始時点で15歳未満の方は保護者の同行を条件とさせていただく場合があります。

(2)ご参加にあたって特別の条件を定めた旅行について、参加者の性別、年齢、資格、技能その他の条件が当社の指定する条件に合致しない場合は、お申し込みをお断りすることができます。

(3)健常者としている方、車椅子などの器具をご利用になっている方や心身に障がいのある方、食物アレルギー・動物アレルギーのある方、妊娠中の方、妊娠の可能性のある方、身体障害者補助犬(盲導犬・聴導犬・介助犬)をお連れの方その他特別の配慮を必要とする方は、お申し込みの際に、参加にあたり特別な配慮が必要となる旨をお申し出ください。

(4)前号のお申し出を受けた場合、当社は、可能かつ合理的な範囲内でこれに応じます。これに際して、お客様の状況及び必要とされる措置についてお伺いし、又は書面でそれを申し出していくことがあります。

(5)当社は、旅行の安全かつ円滑な実施のために介助者又は同伴者の同行、医師の診断書の提出、コースの一部について内容を変更すること等を条件とすることがあります。また、お客様からお申し出いただいた措置を手配することができない場合は旅行契約のお申し込みをお断りし、又は旅行契約を解除させていただくなっています。なお、お客様からのお申し出に基づき、当社がお客様のために講じた特別な措置に要する費用は原則としてお客様の負担とします。

(6)お客様がご旅行中に疾病、傷害その他の事由により、医師の診断又は加療を必要とする状態になったと当社が判断する場合は、旅行の円滑な実施をはかるため必要な措置を取らせていただきます。これにかかる一時の費用はお客様のご負担となります。

(7)お客様のご都合による別行動は原則としてできません。ただし、コースにより別途条件をお付けてお受けすることができます。

(8)お客様のご都合により旅行の行程から離団される場合は、その旨および復帰の有無、復帰の予定期日の書面による連絡が必要です。

(9)お客様が他のお客様に迷惑を及ぼし、又は団体行動の円滑な実施を妨げるおそれがあると当社が判断する場合は、ご参加をお断りすることができます。

(10)お客様が暴力団員、暴力団構成員、暴力団関係者、暴力団関係企業、又は経会屋その他の反社会的勢力であると認められる場合は、ご参加をお断りすることができます。

(11)お客様が当社らに対して暴力的な要求行為、不当な要求行為、取引に関して脅迫的な言動若しくは暴力を用いる行為又はこれらに準じる行為を行った場合はご参加をお断りすることができます。

(12)お客様が風流説布し、偽証を用いて若しくは威迫を用いて当社の信用を毀損し若しくは当社らの業務を妨害する行為又はこれらに準じる行為を行った場合はご参加をお断りすることができます。

(13)その他当社らの業務上の都合があるときには、お申し込みをお断りする場合があります。

5. 契約書面及び確定書面(最終旅行日程表)

(1)当社は第2項③に定める契約の成立後速やかに、お客様に旅行日程、旅行サービスの内容その他の旅行条件及び当社の責任に関する事項を記載した書面(以下「契約書面」といいます。)をお渡します。契約書面はパンフレット、本旅行条件書により構成されます。

(2)本項①の契約書面において旅行日程又は重要な運送・宿泊機関の名称を確定されない場合には、利便用の宿泊機関及び表示上重要な運送機関の名称を限定して列挙した上で、契約書面のお渡し後、旅行開始日の前日(旅行開始日の前日から起算してさかのぼって7日目)に当たる日以降のお申込みに関しては旅行開始日までに、これらの確定状況を記載した書面(以下「確定書面」といいます。)をお渡しいたします。

(3)第2項③に定める契約の成立後に手配状況の確認を希望する問い合わせがあつたときは、確定書面のお渡し前であっても当社は手配状況についてご説明いたします。

(4)当社が募集型企画旅行契約により手配し旅程を管理する義務を負う旅行サービスの範囲は、本項①の契約書面に記載するところによります。ただし、本項②の確定書面(最終旅行日程表)を交付した場合には、当該確定書面に記載するところによります。

(5)旅行代金の支払い期日

(1)旅行代金は旅行開始日の前日から起算して、さかのぼって14日前に当たる日(以下「基準日」といいます。)より前にお支払いいただきます。

(2)基準日以降にお申し込みされた場合は、申込時点又は旅行開始前の当社が指定する期日までにお支払いいただきます。

7. 旅行代金の適用

(1)参加されるお客様のうち、特に注釈のない場合、満12歳以上の方はおとな代金、満6歳以上(航空機利用コースは満3歳以上)12歳未満の方はこども代金となります。

(2)旅行代金はパンフレットに表示されています。出発日とご利用人数でご確認ください。

(3)「お支払い対象旅行代金」は、募集広告又はパンフレットに「旅行代金として表示した金額」プラス「追加代金として表示した金額」マイナス「割引代金として表示した金額」をいいます。この合計金額は、第2項①の「申込金」、第13項①の「取消料」、第14項①の②の「違約料」、および第20項の「変更補償金」の額を算出する際の基準となります。

(4)旅行代金に含まれるもの

(1)旅行日程に明示した運送機関の運賃・料金(コースにより等級が異なります。別途明示する場合を除き普通席となります。)、宿泊費、食事料金、観光料金(入場・拝観・ガイド等)及び消費税等諸税・サービス料、空港施設使用料等。

(2)添乗員が同行するコースでは、この他に添乗員経費、団体行動に必要な心付けを含みます。

(3)パンフレットに「旅行代金に含まれるもの」として明示したその他の費用。

上記①~③についてはお客様のご都合により、一部利用されなくとも払戻しはいたしません。

8. 旅行代金に含まれないもの

第8項のほかは旅行代金に含まれません。その一部を例示します。

①超過手荷物料金(規定の重量・容積・個数を超過する分について)

②クリーニング・電報電話等通信料金、追加飲食等個人的性質の諸費用及びそれに伴う税・サービス料

③旅行日程中の「自由行動」「自由見学」「別料金」「お客様負担」と記載される箇所・区間内の入場料金・交通費

④1人部屋を使用される場合の追加代金

⑤希望者のみ参加されるオプショナルツアー(別料金の小旅行)の料金

⑥お客様自身の希望により生ずる日程に含まれないその他の追加料金(入場料金、食事料金、交通費等)

⑦ご自宅から発着地までの交通費・宿泊費

9. 旅行代金に含まれないもの

第8項のほかは旅行代金に含まれません。その一部を例示します。

①超過手荷物料金(規定の重量・容積・個数を超過する分について)

②クリーニング・電報電話等通信料金、追加飲食等個人的性質の諸費用及びそれに伴う税・サービス料

③旅行日程中の「自由行動」「自由見学」「別料金」「お客様負担」と記載される箇所・区間内の入場料金・交通費

④1人部屋を使用される場合の追加代金

⑤希望者のみ参加されるオプショナルツアー(別料金の小旅行)の料金

⑥お客様自身の希望により生ずる日程に含まれないその他の追加料金(入場料金、食事料金、交通費等)

⑦ご自宅から発着地までの交通費・宿泊費

10. 旅行契約内容の変更

当社は旅行契約の締結後であっても、天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供のの中止、官公署の命令、当初の運行計画によらない運送サービスの提供その他との間接的・間接的な原因等により、旅行の安全かつ円滑な実施が不可能となり、又は不可能となる可能性が極めて大きいとき。

エ. 当社らがお客様に対し、第5項に定める期日までに、確定書面(最終旅行日程表)をお渡しなかったとき。

オ. 当社の責に帰すべき事由により、契約書面に記載した旅行日程に従った旅行の実施が不可能となつたとき

④当社らは、本項①の「旅行代金」とは第7項③の「お支払対象旅行代金」をいいます。

②お客様のご都合で出発日、コース、宿泊施設等を変更される場合にも旅行費用全額に対して本項①の①の取消料が適用されます。

③お客様は次に掲げる場合において、取消料を支払うことなく旅行契約を解除することができます。

ア. 第10項に基づき契約内容が変更されたとき、ただしその変更が第20項の表左欄に掲げるものの、その他の重要なものであるときに限ります。

イ. 第11項①の規定に基づいて旅行代金が増額されたとき。

ウ. 天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令その他の事由が発じた場合において、旅行の安全かつ円滑な実施が不可能となり、又は不可能となる可能性が極めて大きいとき。

エ. 当社らがお客様に対し、第5項に定める期日までに、確定書面(最終旅行日程表)をお渡しなかったとき。

オ. 当社の責に帰すべき事由により、契約書面に記載した旅行日程に従った旅行の実施が不可能となつたとき

④当社らは、本項①により旅行契約が解除されたときは、既にお支払いいただいている旅行代金(又は申込金)の全額を払い戻します。

②お客様の責に帰すべき事由により、旅行代金(又は申込金)から所定の取消料を差引いた残額を払い戻します。申込金のみで取消料がまかなえないときは、その差額を申し受けます。またご参加のお客様からは1室利用人数の変更に対する差額が発生する場合、その差額代金をそれぞれいただきます。

⑤当社らは本項①の③により旅行契約が解除されたときは、既にお支払いいただいている旅行代金(又は申込金)の全額を払い戻します。

②旅行開始後

①旅行開始後において、お客様のご都合により途中で旅行契約を解除又は一時離脱された場合は、お客様の権利放棄とみなし、一切の払い戻しをいたしません。

②お客様の責に帰すべき事由により最終旅行日程表に従った旅行サービスの提供が受けられない場合には、お客様は取消料を支払うことなく当該不可能となった旅行サービス提供に係る部分の契約を解除することができます。この場合において、当社は、旅行代金のうちお客様が当該受領することができなくなった部分に係る金額から当該旅行サービスに対する取消料・違約料その他の既に支払い、又はこれから支払わなければならない費用はお客様の負担とします。

③当社は旅行開始日の前日から起算してさかのぼって15日目に当たる日より前にお客様にその旨を通知します。

②当社は本項①の定める運送運賃・料金の大額な減額がなされるときは、本項①の定めるところにより、その減少額だけ旅行代金を減額します。

③第10項により契約内容が変更され、旅行実施に要する費用が増加又は減少したときは、当該旅行サービスを行っているにもかかわらず、運送・宿泊機関等の座席・部屋その他の諸設備の不足が発生したことによる変更の場合を除き、当社はその変更差額の範囲内で旅行代金の額を変更することができます。ただし、当該契約内容の変更のためにその提供を受けなかった旅行サービスの提供に対して、取消料・違約料その他の既に支払い、又はこれから支払わなければならない費用はお客様の負担とします。

④当社は運送・宿泊機関等の利用人員により旅行代金が異なる点をパンフレット等に記載した場合において、旅行契約の成立後に、当社の責に帰すべき事由によらず当該利用人員が変更になったときは、パンフレット等に記載したところにより旅行代金の額を変更することができます。

⑤当社は旅行の予定期時等の書面による旅行の行程から離団される場合は、その旨および復帰の有無、復帰の予定期時等の書面による連絡が必要です。

⑥お客様が他のお客様に迷惑を及ぼし、又は団体行動の円滑な実施を妨げるおそれがあると当社が判断する場合は、ご参加をお断りすることができます。

⑦お客様のご都合による別行動は原則としてできません。ただし、コースにより別途条件をお付けてお受けすることができます。

⑧お客様のご都合により旅行の行程から離団される場合は、その旨および復帰の有無、復帰の予定期時等の書面による連絡が必要です。

⑨お客様が他のお客様に迷惑を及ぼし、又は団体行動の円滑な実施を妨げるおそれがあると当社が判断する場合は、ご参加をお断りすることができます。

⑩お客様は、当社の承諾を得て旅行契約上の地位を別の方に譲渡することができます。

⑪この場合、当社所定の用紙に所定の事項を記入のうえ手数料(お一人様につき1,000円+消費税)とともに当社に提出していただきます。(既に航空券等を発行してい

る場合には、別途再発券等に関わる費用を請求する場合があります。)

⑫旅行契約上の地位の譲渡は当社の承諾があつた時に効力が生ずるものとし、以後、旅行契約上の地位の譲り受けた方は、お客様の当該旅行契約に関する一切の権利及び義務を継承するものとします。なお、当社は交替をお断りする場合があります。

13. お客様による旅行契約の解除

①旅行開始前

②お客様は、いつでも以下の表で定める取消料をお支払いただくことにより、旅行契約を解除することができます。なお、表でいう「旅行契約の解除期日」とは、お客様の当該旅行契約に関する一切の権利及び義務を継承するものとします。

14. 表1 取消料

旅行契約の解除期日	取消料(おひとり)
旅行開始日の前日から起算してさかのぼって	右記日拂り旅行 以外
①21日前に当たる日以前の解除	無料
②20日前に当たる日以降の解除 (③~⑦を除く)	旅行代金の20%
③10日前に当たる日以降の解除 (④~⑦を除く)	旅行代金の20%
④7日前に当たる日以降の解除 (⑤~⑦を除く)	旅行代金の30%
⑤旅行開始の前日解除	旅行代金の40%
⑥旅行開始の当日解除 (⑦を除く)	旅行代金の50%
⑦旅行開始後の解除または無連絡不参加	旅行代金の100%

【個人包括旅行運賃の航空券を利用したご予約になった場合】

航空会社が設定した航空券を利用する国内募集型企画旅行契約であって、契約書面において該航空券が利用されること、航空会社の名称、当該航空券に関する航空会社が定める取消料・運賃料、払戻手数料、その他航空運送契約の解除に要する費用の条件及び金額を明示したものです。

表2 取消料(個人包括旅行運賃を利用したご予約になった場合)

旅行契約の解約期日	旅行開始日の前日から起算してさかのぼって	取消料(おひとり)
①21日前に当たる日以前の解約	旅行契約解約時の航空券取消料等の額以内	
②20日前に当たる日以降の解約 (③~⑦を除く)	旅行代金の20%または旅行契約解約時の航空券取消料等とのいずれか大きい額以内	
③10日前に当たる日以降の解約 (④~⑦を除く)	旅行代金の20%または旅行契約解約時の航空券取消料等とのいずれか大きい額以内	

カスキーを目的とする旅行における降雪量の不足のように、当社があらかじめ明示した旅行条件が成就しないとき、あるいはそのそれが極めて大きいとき。

天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等のサービス提供の中止、官公署の命令その他の当社の関与し得ない事由が生じた場合において、契約書面に記載した旅行日程に従った旅行の安全かつ円滑な実施が不可能となり、又は不可能となるおそれが極めて大きいとき。

お客様が第6項に定める期日までに旅行代金を支払わなかったときは、当社は当該期日の翌日においてお客様が旅行契約を解除したものとします。この場合において、お客様は当社に対して、第13項(1)の①に定める取消料に相当する額の違約料をお支払いいただきます。

③お客様が第4項(10)から(12)に該当することが判明したとき。

(2)旅行開始後

①当社は、次に掲げる場合において、旅行開始後であっても旅行契約の一部を解除することができます。

ア.お客様が病氣、必要な介助者の不在その他の事由により旅行の継続に耐えられないとき。

イ.お客様が旅行を安全かつ円滑に実施するための添乗員その他の者による当社の指示に従わないとき、又はこれらの方々は同行する他の旅行者に対する暴行又は脅迫などにより団体行動の規律を失し、当該旅行の安全かつ円滑な実施を妨げるととき。ウ.天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令その他の当社の関与し得ない事由が生じた場合において、旅行の継続が不可能となったとき。

②当社が本項(2)の①の規定に基づいて旅行契約を解除したときは、当社とお客様との間の契約関係は、将来に向かってのみ消滅します。すなわち、お客様が既に提供を受けた旅行サービスに関する当社の債務については、有効な弁済がなされたものとします。また、この場合において、当社は、旅行代金のうちお客様がいまだその提供を受けていない旅行サービスに係る部分に係る金額から、当該旅行サービスに対して取消料、違約料その他の既に支払い、又はこれから支払わなければならない費用に係る金額を差し引いたものをお客様に払い戻します。

③当社は、本項(2)①のア、ウの規定によって旅行開始後に旅行契約を解除したときは、お客様のご依頼に応じてお客様のご負担で出発地に戻るために必要な旅行サービスの手配を受け引き受けます。

④お客様が第4項(10)から(12)に該当することが判明したとき。

15. 旅行代金の払い戻し

当社は、第11項の規定により旅行代金が減額された場合又は第13項及び第14項の規定により旅行契約が解除された場合において、お客様に払い戻すべき金額が生じたときは、旅行開始前の解除による払い戻しにあっては解除の翌日から起算して7日以内に、減額又は旅行開始前の解除による払い戻しにあっては契約書面に記載した旅行終了日の翌日から起算して30日以内にお客様に対し当該金額を払い戻します。

16. 旅費管理

(1)当社はお客様の安全かつ円滑な旅行の実施を確保するため、お客様に対し次に掲げる業務を行ないます。当社がお客様とこれと異なる特約を結んだ場合にはこの限りではありません。

①お客様が旅行中、旅行サービスを受けることが出来ないおそれがあると認められるときは、旅行契約に従った旅行サービスの提供を確実に受けるために必要な措置を講じます。ただし、本項(6)の個人旅行プランを除きます。

②本項(1)①の措置を講じたにもかかわらず、旅行内容の変更をせざるを得ない場合において、旅行行程を変更するときは、変更後の旅行日程が当初の旅行日程の趣旨にかなうものとなるよう努めます。

(2)お客様は、旅行開始後旅行終了までの間ににおいて団体で行動していくだけときは、旅行を安全かつ円滑に実施するための当社の指示に従っていただきます。

【添乗員同行プラン】

(3)添乗員同行表示コースには、全行程に添乗員が同行し、本項(1)に掲げる業務その他当該旅行に付随して当社が必要と認める業務の全部又は一部を行ないます。添乗員の業務は原則として8時から20時までとします。

【現地添乗員同行プラン】

(4)現地添乗員同行表示コースには、原則として旅行目的地の到着から出発まで現地添乗員が同行します。現地添乗員の業務範囲は本項(3)における添乗員の業務に準じます。

【現地係員案内プラン】

(5)現地係員案内表示コースには、添乗員は同行いたしませんが、当社は現地において当社が手配を行なう者により、本項(1)に掲げる業務その他当該旅行に付随して当社が必要と認める業務の全部又は一部を行なわせ、その者の連絡先は最終旅行日程表等の確定書面に明示します。

【個人旅行プラン】

(6)個人旅行プランには添乗員は同行いたしません。お客様が旅行サービスの提供を受けるために必要なサポート類をご提出前にお渡しいたしますので、旅行サービスの提供を受けるための手続きはお客様自身で行っていただきます。

17. 当社の責任及び免責事項

(1)当社は、旅行契約の履行に当たって、当社又は手配代行者が故意又は過失によりお客様に損害を与えたときは、その損害を賠償する責に任じます。ただし、損害発生の翌日から起算して2年以内に当社に対して通知があったときに限ります。

(2)例えば、お客様が次に掲げるような事由により損害をこうむられても、当社は本項(1)の責任を負いかねます。ただし、当社又は当社の手配代行者の故意又は過失が証明されたときは、この限りではありません。

①天災地変、戦乱、暴動又はこれらのために生ずる旅行日程の変更もしくは旅行の中止

②運送、宿泊機関等の事故もしくは火災により発生する損害

③運送、宿泊機関等のサービス提供の中止又はこれらのために生じる旅行日程の変更もしくは旅行の中止

④官公署の命令等によって生じる旅行日程の変更、旅行の中止

⑤自由行動中の事故

⑥食中毒

⑦盗難

⑧運送機関の遅延、不通、スケジュール変更、経路変更など、又はこれらによって生ずる旅行日程の変更もしくは目的地滞在時間の短縮

(3)当社は、手荷物について生じた本項(1)の損害については、同項の規定にかかるらず、損害発生の翌日から起算して14日以内に当社に対して通知があったときに限り、お客様1名につき15万円(当社に故意又は重大な過失がある場合を除きます。)を限度として賠償します。

18. オリジナルカードの発行

(1)お客様の故意又は過失、法令、公序良俗に反する行為、もしくはお客様が当社約款の規定を守らないことにより当社が損害を被ったときは、当社はお客様から損害の賠償を申し受けます。

(2)お客様は、募集型企画旅行契約を締結するに際しては、当社から提供された情報を活用し、お客様の権利義務その他の募集型企画旅行契約の内容について理解するよう努めなければなりません。

(3)お客様は旅行開始後に、契約書面の記載された旅行サービスを円滑に受領するため、万が一契約書面と異なる旅行サービスが提供されたと認識したときは、旅行地に

おいて速やかにその旨を当社又は当該旅行サービス提供者に申し出なければなりません。

19. 特別補償

(1)当社は第17項の規定に基づく当社の責任が生ずるか否かを問わず、当社旅行業約款(募集型企画旅行契約の部)の特別補償規程により、お客様が募集型企画旅行参加中に急激かつ偶然外求の事故により、その生命、身体又は手荷物の上に被られた一定の損害について、死亡補償金として1500万円、入院見舞金として入院日数により2万円～20万円、通院見舞金として通院日数により1万円～5万円を支払います。携行品にかかる損害補償金は、旅行者1名につき15万円をもって限度とします。ただし、補償対象品の1個又は1対について10万円を限度とします。

(2)当社が第17項(1)の責任を負うことになったときは、この補償金は、当社が負うべき損害賠償金の一部又は全部に充当します。

(3)当社の募集型企画旅行参加中のお客様を対象として、別途の料金を收受して実施される小旅行(オプショナルツアー)のうち、当社が実施する募集型企画旅行については、主たる旅行契約の一部として取り扱います。

(4)ただし、日程表において、当社の手配による旅行サービスの提供が一切行われない旨が明示された日ににおいては、当該日におけるお客様が被った損害について補償金が支払われない旨を明示した場合に限り、募集型企画旅行参加中とはいたしません。

(5)お客様が募集型企画旅行参加中に被られた損害が、お客様の故意、故意による法令違反、疾病等のほか、募集型企画旅行に含まれない場合で、自由行動中のスカイダイビング、山岳登攀は、ボブルーム、リュージュ、ハンググライダーバーンなどの他、これらに類する危険な運動中の事故によるものであるときは、当社は本項(1)の補償金及び見舞金を支払いません。ただし、当該運動が募集型企画旅行日程に含まれているときは、この限りではありません。

20. 旅費の取扱い

(1)当社は、次表左欄に掲げる契約内容の重要な変更(次の①、②、③に掲げる変更を除きます。)が生じた場合は、旅行代金に記載する率をもって得た額の変更補償金を、旅行終了日の翌日から起算して30日以内にお客様に支払います。ただし、当該変更について当社が第17項(1)の規定に基づく責任が発生することが明らかである場合には、この限りではありません。

①次に掲げる事由による変更の場合は、当社は変更補償金を支払いません。(ただし、サービスの提供が行われているにもかかわらず運送・宿泊機関等の座席・部屋その他の諸設備の不足が発生したことによる変更の場合は変更補償金を支払います。)

ア.旅行日程に支障をもたらす悪天候を含む天災地変

イ.戦乱

ウ.暴動

エ.官公署の命令

オ.欠航、不通、休業等の運送、宿泊機関等の旅行サービス提供の中止

カ.遅延、運送スケジュールの変更等当初の運行計画によらない運送サービスの提供

キ.旅行参加者の生命又は身体の安全確保のため必要な措置

②第13項及び第14項での規定に基づいて旅行契約が解除されたときの当該解除された部分に係る変更

③パンフレットに記載した旅行サービスの提供を受ける順序が変更になった場合でも、旅行中に当該旅行サービスの提供を受けることが出来た場合には、当社は変更補償金を支払いません。

④当社が、本項(1)の規定に基づいて変更補償金を支払った後に、当該変更について、当社に第17項(1)の規定に基づく責任が発生することが明らかになった場合には、お客様は当該変更に係る変更補償金を当社に返還しなければなりません。この場合、当社は、同項の規定に基づき当社が支払うべき損害賠償金の額と、お客様が返還すべき変更補償金の額とを相殺して残額を支払います。

⑤当社が、お客様が同意された場合、金銭による変更補償金の支払いに替え、同等価値以上の物品・サービスの提供をすることがあります。

<変更補償金の表>

変更補償金の支払いが必要となる変更	一件あたりの率(%)	
	旅行開始前	旅行開始後
1. 契約書面に記載した旅行開始日又は旅行終了日の変更	1.5	3.0
2. 契約書面に記載した入場する観光地又は観光施設(レストランを含みます。)その他の旅行の目的地の変更	1.0	2.0
3. 契約書面に記載した運送機関の等級又は設備のより低い料金のものへの変更(変更後の等級及び設備の料金の合計額が契約書面に記載した等級及び設備のそれを下回った場合に限ります。)	1.0	2.0
4. 契約書面に記載した運送機関の種類又は会社名の変更	1.0	2.0
5. 契約書面に記載した本邦内の旅行開始地たる空港又は旅行終了地たる空港の異なる便への変更	1.0	2.0
6. 契約書面に記載した宿泊機関の種類又は名称の変更	1.0	2.0
7. 契約書面に記載した宿泊機関の客室の種類、設備又は景観その他の客室の条件の変更	1.0	2.0
8. 前各号に掲げる変更のうち、契約書面のツアーやタイル中に記載がある事項の変更	2.5	5.0

注1:「旅行開始前」とは、当該変更について旅行開始日の前日までにお客様に通知した場合をいい、「旅行開始後」とは、当該変更について旅行開始当日以降に旅行者に通知した場合をいいます。

注2:確定書面が交付された場合には、「契約書面」とあるのを「確定書面」と読み替えて上記の表を適用します。この場合において、契約書面の記載内容と確定書面の記載内容との間で異なる場合に記載した旅行サービスの内容の間に変更が生じたときは、それぞれの変更につき1つと取り扱います。

注3:第3号又は第4号に掲げる変更に係る運送機関が宿泊設備の利用を伴るものである場合は、1泊につき1件として取り扱います。

注4:第4号に掲げる運送機関の会社名の変更については、等級又は設備がより高いもののへの変更を2件の場合には適用しません。

注5:第4号又は第6号もしくは第7号に掲げる変更が1乗車船等又は1泊につき1件変更として取り扱います。

注6:第8号に掲げる変更については、第1号から第7号までを適用せず、第8号によります。

注7:「旅行開始前」とは、当該変更について旅行開始日の前日までにお客様に通知した場合をいい、「旅行開始後」とは、当該変更について旅行開始当日以降に旅行者に通知した場合をいいます。

注8:当社はいかなる場合も旅行の再実施はいたしません。

注9:手荷物の運送は当該運送機関が行ない、当社が運送機関に運送委託手続きを行なうものです。

24. 募集型企画旅行契約について

本旅行条件書に定めない事項については当社旅行業約款(募集型企画旅行契約の部)によります。

当社の旅行業約款をご希望の方は、当社にご請求ください。

当社旅行業約款は、当社ホームページ(<http://www.nta.co.jp>)からもご覧になれます。

25. 旅行条件の基準

この旅行条件は、2024年7月1日を基準としています。

旅行代金算出の基準日は、各パンフレットに記載しています。

当社の旅行業約款は、当社ホームページ(<http://www.nta.co.jp>)からもご覧になれます。

知がお客様に到達した時に成立します。

⑤通信契約を締結しようとする場合にあって、会員の有するクレジットカードが無効である等により、旅行代金等に係わる債務の一部又は全部を提携会社のカード会員規約に従って決済できないときは、旅行の契約締結の拒否をさせていただく場合があります。

⑥当社は、提携会社のカードにより所定の伝票への会員の署名なくして契約書面に記載する額の旅行代金の支払いを受けます。この場合、カード利用日は旅行契約成立日とします。

⑦インターネット等のIT関連情報通信技術を利用して旅行申し込みをお受けする場合は旅行日程、旅行サービスの内容、その他旅行条件及び当社の責任に関する事項を記載した書面、契約書面又は確定書面の交付に代えて情報通信の技術を利用する方法により当該書面に記載すべき事項を提供したときは、会員の使用する通信機器に備えられたファイルに記載事項が記録されたことを確認いたします。

⑧会員の通信機器に本項(7)に係わる記載事項を記録するためのファイルが備えられていないときは、当社の使用する通信機器に備えられたファイルに記載事項を記録し、会員が記載事項を閲覧したことを確認します。

22. 個人情報の取扱いについて

(1)ア.当社は、ご提供いただいた個人情報について、①お客様との間の連絡のため、②旅行に関する運送・宿泊機関等のサービス手配、提携のため、③旅行に関する諸手続のため、④旅行の安全管理のため、⑤当社の旅行契約上の責任において事故時の費用等を担保する保険の手続きのため、⑥当社及び当社と提携する企業の商品やサービス、キャンペーン情報の提供、旅行に関する情報提供のため、⑦旅行参加後のご意見やご感想のお願いのため、⑧アラートのお願いのため、⑨特典サービス提供のため、⑩統計資料作成のため、に利用させていただきます。

イ.当社は、取得した購入履歴やWEBでの閲覧履歴等の情報分析を分析して、当社及び当社と提携する企業の商品やサービス、キャンペーン情報のご案内及び広告の表示のために利用させていただきます。

(2)本項(1)ア、②、③、④の目的を達成するため、お客様の氏名、住所、電話番号、クレジットカード情報、搭乗便名等の運送・宿泊機関、土産物店、当該クレジット会社等に書類又は電子データにより、提供することができます。また、ご旅行代金を精算する目的で決済システム会社、クレジット会社にクレジット番号や決済金額を電子的方法等で提供することができます。なお、土産物店への個人情報の提供の停止をご希望される場合は、当該するパンフレットに記載する旅行申込窓口にご出発の10日前までにお申し出ください。(注:10日前が土日・祝日の場合はその前日までにお申し出ください。)

(3)当社及び当社グループ各社はお客様からご提供いただいた個人情報のうち、氏名、住所、電話番号、メールアドレス等の連絡先を、各社の営業案内、キャンペーン等のご案内のために、共同して利用させていただきます。共同利用する個人情報は、当社が責任を持って管理します。なお、当社の個人情報の取り扱いに関する方針等の詳細、当社グループ会社の名称については、当社の店頭又はホームページ(<https://www.nta.co.jp>)のプライバシーポリシーにてご確認をお願いします。

(4)当社は、個人情報の取扱いを委託することがあります。

(5)お客様は、当社の保有する個人データに対して開示、訂正、削除、利用停止等の請求を行うことができます。問い合わせ窓口は訂正のみ販売店、それ以外は本社お客様相談室

電話:03-6895-7883 FAX:03-6895-7833

e-mail: sodan_shitai@nta.co.jp

営業時間: 平日 09:45～17:45

23. その他の

(1)お客様が個人的な案内、買物等を添乗員等に依頼された場合のそれに伴う諸費用、お客様のけが、疾病等の発生に伴う諸費用、お客様の不注意による荷物紛失、忘れ物の回収に伴う諸費用、別行動手配にした諸費用が生じたときには、その費用をお客様にご負担いただきます。

(2)お客様のご便宜を図るために土産物店にご案内するがありますが、お買い物に際しましては、お客様の責任で購入していただきます。

(3)旅館・ホテル等において、お客様が酒類・料理・その他のサービス等を追加された場合は、原則として消費税等の諸税が課せられますのでご了解ください。

(4)現地旅行会社等が実施するオプショナルツアーは旅行保証の対象とはなりません。

(5)旅行中に事故などが生じた場合は、直ちに最終旅行日程表等でお知らせする連絡先にご通知ください。当社は、旅行中のお客様が、疾病、傷害等により保護を要する状態であると認めたときは、必要な措置を講じることができます。この場合において、これが当社の責に帰すべき事由によるものではないときは、当該措置に要した費用はお客様の負担とさせていただきます。

(6)ご集合時間は厳守してください。集合時間に遅れ参加できない場合の責任は一切負いかねます。

(7)事故、大雪をはじめとする道路事情その他やむを得ない事由により、万一帰着が遅れ、タクシーの利用あるいは宿泊しなければならない事態が生じても当社はその請求には応じられません。また、目的地滞在時間の短縮による補償にも応じられません。

(8)当社はいかなる場合も旅行の再実施はいたしません。

(9)手荷物の運送は当該運送機関が行ない、当社が運送機関に運送委託手続きを行なうものです。

21. 通信契約により、旅行契約を締結されるお客様との旅行条件

当社は、当社が提携するクレジットカード会社(以下「提携会社」といいます。)のカード会員(以下「会員」といいます。)により「所定の伝票への会員の署名なくして旅行代金の支払いを受けること」に係り、以下の各号に基づき、「電話、郵便、ファクシミリ、インターネット、その他の通信手段」による旅行のお申し込みを受ける場合があります。(以下「通信契約」といいます。)

①通信契約についても当社「旅行業約款募集型企画旅行契約の部」に準拠いたします。

②本項でいう「カード利用日」とは、会員及び当社が旅行契約に基づく旅行代金等の支払又は払戻債務を履行すべき日をいいます。

③通信契約の申し込みに際し、会員は、申し込みをしようとする「募集型企画旅行の名称」、「出発日」、「会員番号」、「カード有効期限」等を当社にお申し出いただきます。

④通信契約による旅行契約は、当社から申し込みを承諾する通知を発し、当該通